

懇切丁寧

秘密厳守

手続簡単

労働者と事業主とのトラブルでお悩みの場合は

熊本県労働委員会の「あっせん」をご利用ください。



「あっせん」とは、当事者双方の主張を確認しながら、話し合いで解決の支援を行うものです。

労働者が指示に従ってくれない。

説明もなく賃金が引き下げられた。

労働条件が約束と違う!



トラブル発生

どんなトラブルが対象になるの?

労働条件や職場環境に関するトラブルが対象です。ただし、求人や採用に関するトラブルは対象外になります。

- 話し合いをしても平行線のままで進展しない
- 解決するためにどうしていいのかわからない
- できるだけ早く費用をかけずに解決したい

相談

あっせん申請

双方が合意したとき

解決



当事者の方が顔を合わせることなくそれぞれから個別にお話を伺います。



無料だモン

熊本県労働委員会は県の機関です。安心してご相談ください。

※申請の方法など、詳細については裏面をご参照ください。

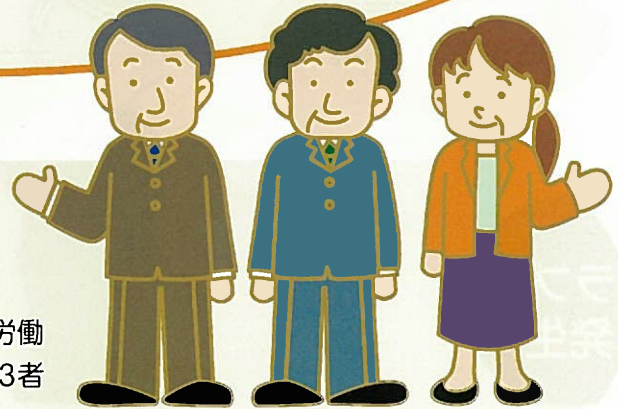
あっせん申請の方法

- ・申請用紙に必要事項を記入のうえ、労働委員会事務局にご提出ください。
労働者（労働組合）、事業主のどちらからでも申請できます。
※労働者は、正規社員・非正規社員を問いません。パート・アルバイト・派遣社員・契約社員等
どのような就労形態の方でも利用可能です。
- ・申請用紙は「労働委員会事務局」や「しごと相談・支援センター」に用意している他、
県のホームページからもダウンロードができます。
- ・なお、申請については、事前に労働委員会事務局にご相談いただくことをお勧めします。

…事例の紹介…

会社から解雇された方が解雇の理由に納得がいけないとして、あっせんの申請がありました。「あっせん員」がそれぞれの意見を伺い、調整したことによって、双方が「あっせん案」に合意しました。

このケースでは、1回のあっせんで解決しました。



労働者委員

公益委員

使用者委員

あっせん員とは？

労働委員会の委員があっせん員になります。
公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）の3者構成で対応します。

あっせん案とは？

あっせん員が提示する解決案をあっせん案といいます。
双方が受諾したあっせん案は民法上の和解契約の効力を持つこととなります。



©2010熊本県くまモン

ご質問やご不明な点
などございましたら
お気軽におたずねく
ださい。

熊本県労働委員会事務局

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1（県庁本館3階）

TEL 096-333-2753

■FAX 096-384-1402

■ホームページアドレス

<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/122/>

◎一般的な労働相談については、「しごと相談・支援センター」で行っています。

TEL 096-352-3613 熊本市中央区手取本町8-9（くまもと県民交流館パレア内）